

制 定 平成22年10月26日

最近改正 令和8年10月1日

公園内放置自転車等適正化要領

(目 的)

第1条 この要領は大阪市が管理する都市公園及び公園予定地（以下「公園等」という）に放置された自転車等の適正化について、必要な事項を定め、公園等の保全と公園利用者の安全を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 利用者等 自転車等の利用者又は所有者をいう。
- (5) 放置 自転車等が公園等に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあることをいう。
- (6) 公園事務所長 鶴見緑地公園事務所長、真田山公園事務所長、大阪城公園事務所長、八幡屋公園事務所長、長居公園事務所長、扇町公園事務所長、十三公園事務所長をいう。
- (7) 放置禁止区域 大阪市自転車等の駐車 of 適正化に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定により指定された自転車放置禁止区域をいう。

(啓発・指導)

第3条 公園事務所長は、公園等において自転車等を放置しないよう、利用者等に対する啓発を日常的に行うとともに、放置されている自転車等については、駐輪禁止エフ（様式第1号もしくは様式第2号）を取り付け、放置しないよう指導を行うとともに、放置禁止区域内においては、撤去・移動の警告看板（様式第3号）及び放置禁止区域の標識（様式第4号）を設置し、その他の区域においては、撤去の警告看板（様式第5号）を設置する。

(放置禁止区域以外での撤去等)

第4条 公園内において、放置禁止区域以外の場所に自転車等が放置されている場合、公園事務所長は、次の手順のとおり、放置自転車等を撤去することができる。

- (1) 撤去・搬入 公園事務所長は、駐輪禁止エフ（様式第1号もしくは様式第2号）取り付け後3日以上放置されている自転車等を駐輪位置より撤去し、各工営所長と調整した保管所へ搬入を行う。
- (2) 公示 自転車等を移動させた後、移動前の場所には本市が移動したことが分かるように移動告知書（様式第6号）を貼付する。

(放置禁止区域における事前協議・広報活動等)

第5条 公園事務所長は、放置禁止区域で新たに放置自転車等の撤去を行う場合は、撤去の内容に関して次の各号に掲げる事前協議及び広報活動を行う。

- (1) 当該区域を所管する工営所長及び適正化担当課長との事前協議及び必要に応じて区役所、所轄警察署及び地域振興町会等の関係機関、関係団体との協議。
- (2) 当該区の広報紙等への掲載依頼を行うとともに、区役所と調整の上、地域振興町会・商店街振興組合など住民団体の協力を得て広報ちらしを各戸に配布又は供覧するなどの新規の放置禁止区域指定時と同様の広報活動。
- (3) 第3条に規定する、撤去・移動の警告看板(様式第3号)及び放置禁止区域の標識(様式第4号)は、新たに撤去を行おうとする5日以上前に対象となる区域内に設置しなければならない。

(撤去時の事前調整)

第6条 公園事務所長は、放置禁止区域内での撤去を行おうとする場合は、その都度、工営所長と事前に調整し、撤去日及び保管場所を決定する。また、所轄警察署等の関係機関に撤去日を事前に周知する。

(撤去)

第7条 放置禁止区域に放置された自転車の撤去は次の各号に掲げる順序で行う。

- (1) 地域の状況、現場実情に応じて次の警告及び指導を撤去開始前に概ね30分程度行う。
 - ア 指導警告用エフ(様式第7号)を自転車等に取り付け、撤去の警告を行う。
 - イ 自転車等を放置しようとしている者を発見した場合は、自転車等を移動するよう指導する。
 - ウ 公園管理用車両搭載機材やスピーカー等を利用し、撤去にかかる事前警告の放送を行う。
- (2) 撤去及び搬入
 - ア 撤去・搬入の際に、当該自転車等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。
 - イ 当該自転車等がチェーンで安全柵等にくくりつけられている場合で、切断しなければ撤去できない場合に限りチェーンを切断することができる。
 - ウ 各工営所長と事前に調整した保管所へ搬入を行う。
- (3) 公示 撤去場所には当該自転車等を本市が移動したことが分かるように告知書(様式第8号)を貼付する。

(返還・処分)

第8条 撤去した自転車の返還及び処分は、条例に基づき実施する。

(その他)

第9条 この要領に基づく自転車等の撤去・移動に関する問い合わせ・苦情等は、公園事務所長が責任を持って対応する。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

また、この要領の施行に伴って、「長期放置自転車処理要領」（平成20年2月7日、緑化総括技監決裁）並びに「放置禁止区域における公園内放置自転車等適正化要領」（平成21年3月31日、ゆとりとみどり振興局長決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月20日から施行する。

附 則

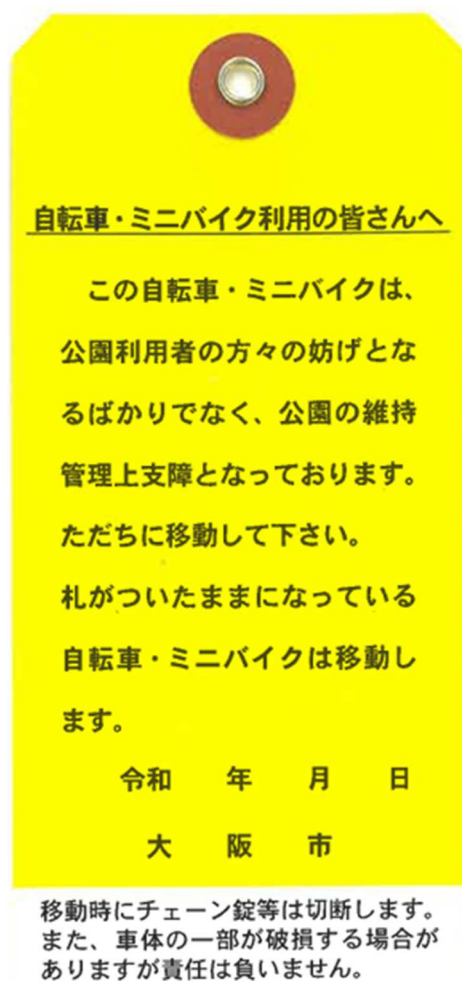
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

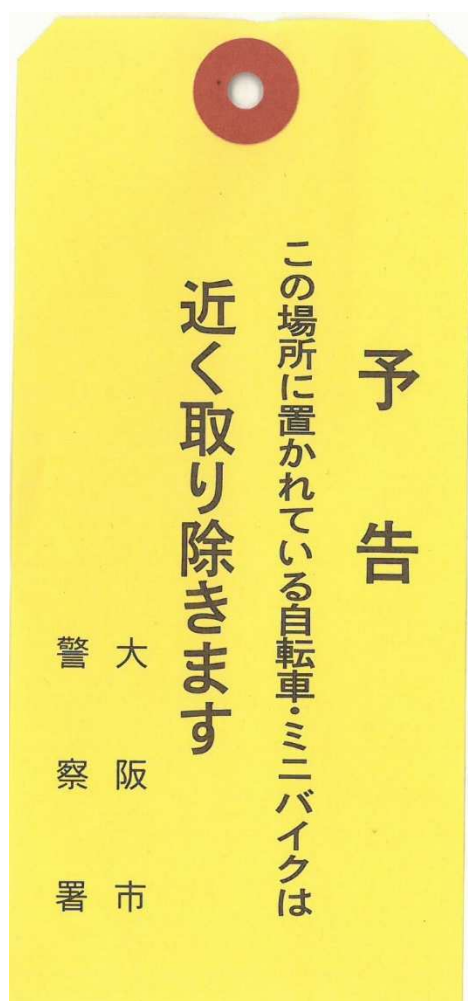
附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。



縦 13 センチ、横 6 センチ
黄色

※指定管理者が管理する公園については、指定管理者と連名とすることも可とする。



縦13センチ、横6センチ
黄色

※指定管理者が管理する公園については、指定管理者と連名とすることも可とする。

この場所に放置されている自転車
ミニバイクは随時撤去・移動します

大阪市
警察署



450mm (H) × 900mm (L)

お 知 ら せ

こうえんない ほうち じてんしゃ
公園内に放置されている自転車、ミニバイク

ずいじてつきよ
は随時撤去します。

てつきよ ご にち けいか う と
撤去後20日を経過しても受け取りにこら

ばあい しょうぶん
れない場合は、処分いたします。

おおさかしけんせつきよく
大阪市建設局

こうえんじむしょ
公園事務所

でんわ
電話 06- -

※指定管理者が管理する公園については、指定管理者と連名のうえ、指定管理者の連絡先電話番号を記載することも可とする。

し お知らせ

ふ きん ちょうきほうち じてんしゃ い か じてんしゃとう
この付近に長期放置されていた自転車・ミニバイク(以下、「自転車等」といいます。)
おおさかしじてんしゃとう ちゅうしゃ てきせい か かん じょうれい だい じょうだい こう きてい
は、「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」第10条第3項の規定により、
ほんし てつきよ ほかん じてんしゃとう しょううしゃとう い か ひきと てつづ
本市が撤去し、保管しています。自転車等の所有者等は、以下のとおり引取りの手続き
おこな
を行ってください。

てつきよ ひ がつ にち
1 撤去した日 月 日

てつきよ ひ にちけい か ひきと こ ばあい おおさかし
※撤去した日から 20日経過しても引取りに来られない場合は、大阪市に
しょうぶん
おいて処分します。

じてんしゃとう ほかん ばしよ
2 自転車等を保管している場所
じ て ん し ゃ ほかんじよ

〇〇自転車保管所
じゅうしよ おおさかし く ちょうめ ばん ごう
住所 大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
でんわ

電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇
かいせつじ かん ごぜん じ ご ご じ
開設時間 午前9時 ~ 午後8時
ていきゅうび がつ にち がつ にち

定休日 12月29日 ~ 1月3日
ひきと さい ひつよう

3 引取りの際に必要なもの

てつきよほかんりよう じ てん しゃ えん
(1)撤去保管料 (自転車) 3,500円

えん
(ミニバイク) 5,000円

じてんしゃとう
(2)自転車等のカギ

ほんにん かくにん うんてんめんきよしよう
(3)本人であることが確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)

お お さ か し おおさかふけいさつしよ
大 阪 市 ・ 大阪府警察署

この自転車・ミニバイク
は、放置禁止区域に放置さ
れています。ただちに、移
動してください。

このまま、放置されてい
るときは、強制撤去し、返還
時には、撤去保管料を徴収し
ます。

大阪市・警察署

表 面

異常箇所

カゴ(前・後)	
ベ ル	
泥よけ(前・後)	
サドル	
タイヤ(前・後)	
ライト(前・後)	
ボディー	
ブレーキ(前・後)	
反 射 板	
鎖 切 断	
備考	

撤去時にチェーン錠等は切断
します。また、車体の一部が
破損する場合がありますが
責任は負いません。

裏 面

縦13センチ、横6センチ
赤色及び上部緑色

お知らせ

この付近に放置されていた自転車・ミニバイク(以下、「自転車等」といいます。)は、
「大阪市自転車等の駐車 of 適正化に関する条例」第10条第2項の規定により、本市
が撤去し、保管しています。自転車等の所有者等は、以下のとおり引取りの手続きを行
ってください。

1 撤去した日 月 日
※撤去した日から 20日経過しても引取りに来られない場合は、大阪市の
おいて処分します。

2 自転車等を保管している場所
自転車等保管所

住所 大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇

開設時間 午前9時 ~ 午後8時
定休日 12月29日 ~ 1月3日

3 引取りの際に必要なもの

(1)撤去保管料 (自転車) 3,500円
(ミニバイク) 5,000円

(2)自転車等のカギ

(3)本人であることが確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)

大阪市・大阪府警察署